

敷地内断層に係る審査会合の状況と追加設備対策工事の概要について

発電所の敷地内断層について、現在、原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査会合において審査が進められております。今号では、2月9日に行われた審査会合での状況と、追加の設備対策工事の概要について、みなさまにお知らせいたします。

耐震重要施設直下の断層（f-1・m-a）の活動性評価について審議が行われました

- 2月9日に開催された審査会合において、昨年11月に現地調査が行われた耐震重要施設直下のf-1断層およびm-a断層の活動性評価について審議が行われました。
- これらの断層について当社は、ボーリング調査の結果等を踏まえた総合的な評価により「将来活動する可能性のある断層等※1」に該当しないと判断し、審査会合で説明を続けてきました。
- このうちm-a断層については、これまでの調査の中で10万年前以降の地層には断層活動を示す変位・変形がないことが確認されたものの、活動性の評価に必要な12～13万年前以降の地層が追加調査でも確認できなかったことから、原子力規制委員会より、現状において当社の判断を了解することはできないとのコメントを受けておりました。
- 今回の審査会合でf-1断層については、「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないとする当社の説明に、一定の理解が示されました。なお、一部資料の追加が求められ、継続審議することとなっております。

※1 将来活動する可能性のある断層等
後期更新世以降（約12～13万年前以降）の活動が否定できない断層であり、震源として考慮する活断層のほか、地震活動に伴って永久変位が生じる断層に加え、支持地盤まで変位および変形が及ぶ地すべり面が含まれる。

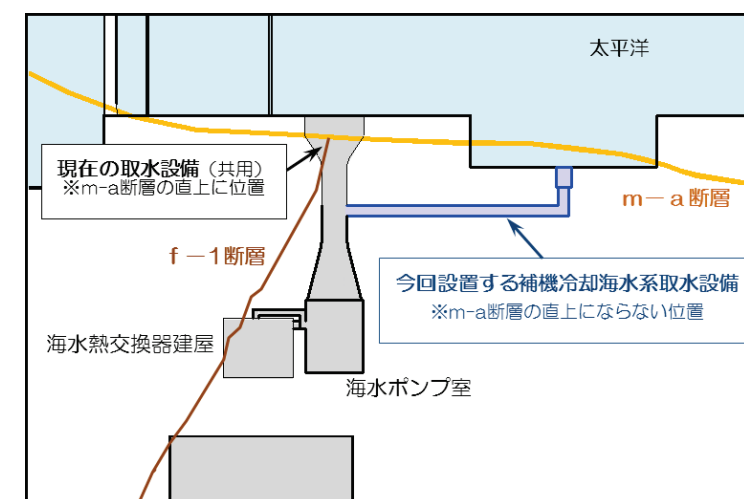
補機冷却海水系取水設備を新たな位置に設置します ～m-a断層に係る設備対策～

- 新規制基準では、補機冷却海水系取水設備※2は「将来活動する可能性のある断層等」のない地盤に設置することが求められております。
- このような状況の中、m-a断層に対する当社の「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないとする判断は変わらないものの、今後さらに調査を実施し確認していくことは現実的に難しいことから、現在の取水設備とは別に、m-a断層の直上とならない位置に補機冷却海水系取水設備を設置することといたしました。（右図参照）
- m-a断層については、今後「震源として考慮する活断層※3」に該当するかどうか審議されていくこととなっております。

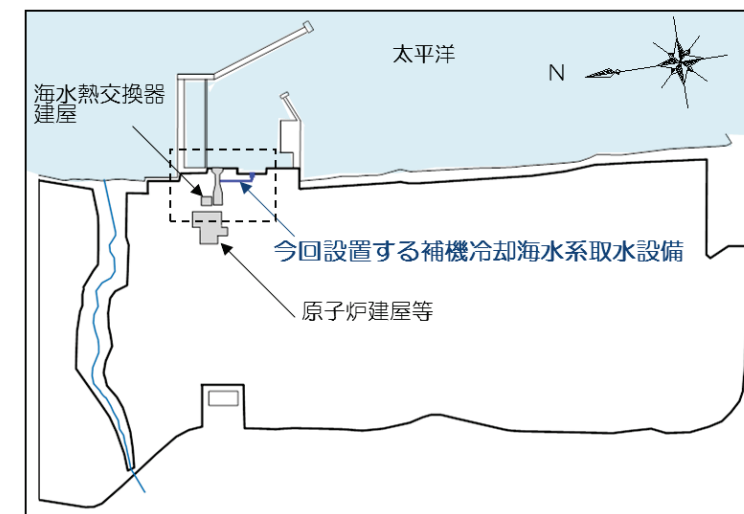
※2 補機冷却海水系取水設備
非常時にも原子炉や使用済燃料プールを冷やすための海水を取水することができる設備。
当発電所においては、発電時にタービンを回した後の蒸気を冷やすための海水を取水する設備と共用している。

※3 震源として考慮する活断層
将来、地震を発生させる可能性がある断層。

《 補機冷却海水系取水設備の概要 》



補機冷却海水系取水設備 概要図
(下図「」の範囲の拡大図)



発電所の平面図